

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月26日

総社市長 片岡 聡 一

### 総社市規則第31号

#### 総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

総社市建築基準法施行細則（平成17年総社市規則第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（許可申請の添付図書等）</p> <p>第8条 法第43条第2項第2号，法第44条第1項第2号若しくは第4号，法第47条ただし書，法第48条第1項ただし書，第2項ただし書，第3項ただし書，第4項ただし書，第5項ただし書，第6項ただし書，第7項ただし書，第8項ただし書，第9項ただし書，第10項ただし書，第11項ただし書，第12項ただし書若しくは第13項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。），法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。），法第52条第10項，第11項若しくは第14項，法第53条第5項第3号，法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。），法第55条第3項各号，法第56条の2第1項ただし書，法第57条の4第1項ただし書，法第59条第1項第3号若しくは第4項，法第59条の2第1項，法第60条の2第1項第3号，法第67条の3第3項第2号，第5項第2号若しくは第9項第2号，法第</p>	<p>（許可申請の添付図書等）</p> <p>第8条 法第43条第1項ただし書，法第44条第1項第2号若しくは第4号，法第47条ただし書，法第48条第1項ただし書，第2項ただし書，第3項ただし書，第4項ただし書，第5項ただし書，第6項ただし書，第7項ただし書，第8項ただし書，第9項ただし書，第10項ただし書，第11項ただし書，第12項ただし書若しくは第13項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。），法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。），法第52条第10項，第11項若しくは第14項，法第53条第5項第3号，法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。），法第55条第3項各号，法第56条の2第1項ただし書，法第57条の4第1項ただし書，法第59条第1項第3号若しくは第4項，法第59条の2第1項，法第60条の2第1項第3号，法第67条の3第3項第2号，第5項第2号若しくは第9項第2号，法第</p>

改正後	改正前
<p>68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項又は法第85条第3項、<u>第5項若しくは第6項の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(認定申請の添付図書等)</p> <p>第9条 <u>法第43条第2項第1号</u>、法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、<u>法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第43条第2項第1号の規定による認定（以下この号において「<u>接道規制の特例認定</u>」という。）を申請しようとする者（当該認定に係る道が省令第10条の3第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして申請しようとする者を除く。）にあつては、<u>接道規制の特例認定に係る道の区域内の権利者等の一覧並びに権利者の承諾書及び接道規制の特例認定に係る道の管理者の承諾書</u></u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>法第43条第2項第1号</u>、法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、<u>法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6又は政令第131条の2第2項若しくは第3項の規定による認定を申請しようとする者にあつては、追加調書</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項又は法第85条第3項若しくは第5項の規定による許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(認定申請の添付図書等)</p> <p>第9条 法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6又は政令第131条の2第2項若しくは第3項の規定による認定を申請しようとする者にあつては、追加調書</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>(道路の位置の指定申請書等)</p> <p>第16条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止を申請しようとする者は、道路の位置の指定(変更・廃止)申請書に権利者等の一覧並びに権利者の承諾書及び<u>位置指定道路管理者の承諾書</u>その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>2 略</p> <p>(道路の位置の指定申請書等)</p> <p>第16条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止を申請しようとする者は、道路の位置の指定(変更・廃止)申請書に権利者の一覧及び承諾書その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。